

(平成25年5月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 35 件

厚生年金関係 35 件

宮城（岩手）厚生年金 事案 2926

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成19年6月15日は6万3,000円及び同年12月17日は24万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年6月15日
② 平成19年12月17日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、各申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人の預金口座取引履歴等により、申立人は、平成19年6月15日は6万3,000円及び同年12月17日は24万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役等に照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間①及び②に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成15年6月16日は35万円、同年12月15日は32万5,000円、16年6月15日は40万7,000円、同年12月15日は45万8,000円、17年6月15日は47万6,000円、同年12月15日は45万6,000円、18年6月15日は38万1,000円、同年12月15日は50万8,000円、19年6月15日は41万4,000円及び同年12月17日は40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月16日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年6月15日
④ 平成16年12月15日
⑤ 平成17年6月15日
⑥ 平成17年12月15日
⑦ 平成18年6月15日
⑧ 平成18年12月15日
⑨ 平成19年6月15日
⑩ 平成19年12月17日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、各申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑩までの申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人の預金口座取引履歴等により、申立人は、平成15年6月16日は35万

円、同年12月15日は32万5,000円、16年6月15日は40万7,000円、同年12月15日は45万8,000円、17年6月15日は47万6,000円、同年12月15日は45万6,000円、18年6月15日は38万1,000円、同年12月15日は50万8,000円、19年6月15日は41万4,000円及び同年12月17日は40万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役等に照会しても回答がなく、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間①から⑩までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

宮城（岩手）厚生年金 事案 2928

第1 委員会の結論

申立人の申立期間⑤から⑩までに係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成17年6月15日は14万7,000円、同年12月15日は44万2,000円、18年6月15日は32万2,000円、同年12月15日は46万円、19年6月15日は36万5,000円及び同年12月17日は42万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月16日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年6月15日
④ 平成16年12月15日
⑤ 平成17年6月15日
⑥ 平成17年12月15日
⑦ 平成18年6月15日
⑧ 平成18年12月15日
⑨ 平成19年6月15日
⑩ 平成19年12月17日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、各申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑤から⑩までの申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人の預金口座取引履歴等により、申立人は、平成17年6月15日は14万7,000円、同年12月15日は44万2,000円、18年6月15日は32万2,000円、同年12月15日は46万円、19年6月15日は36万5,000円及

び同年12月17日は42万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役等に照会しても回答がなく、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間⑤から⑩までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①、②及び④について、申立人に係る預金口座取引履歴によれば、株式会社Aからの当該期間における振込記録は見当たらない。

また、申立期間③について、当該事業所の賞与支給日（平成16年6月15日）に振込記録が確認できるが、平成16年6月25日の給与支給日には振込記録が確認できない上、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された同年6月の報酬月額から算出される差引支給額と同年6月15日の振込額はおおむね一致することから、同年6月15日に振り込まれたのは給与であると推認される。

さらに、申立期間①から④までについて、B町の所得・課税証明書に記載された社会保険料控除額と、オンライン記録の標準報酬月額により推計した社会保険料額はおおむね一致することから、平成15年及び16年において、申立期間①から④までの賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

このほか、株式会社Aは既に解散しており、同社の代表取締役、破産管財人及び社会保険委員であった者は、いずれも申立期間における賞与の支払に係る資料を保管していないとしている上、ほかに申立期間①から④までについて、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①から④までについて、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成15年6月16日は24万5,000円、同年12月15日は18万3,000円、16年6月15日は33万2,000円、同年12月15日は41万5,000円、17年6月15日は45万8,000円、同年12月15日は41万6,000円、18年6月15日は31万7,000円、同年12月15日は42万5,000円、19年6月15日は35万3,000円及び同年12月17日は34万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月16日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年6月15日
④ 平成16年12月15日
⑤ 平成17年6月15日
⑥ 平成17年12月15日
⑦ 平成18年6月15日
⑧ 平成18年12月15日
⑨ 平成19年6月15日
⑩ 平成19年12月17日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、各申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑩までの申立人に係る標準賞与額の記録について、申立

人の預金口座取引履歴等により、申立人は、平成 15 年 6 月 16 日は 24 万 5,000 円、同年 12 月 15 日は 18 万 3,000 円、16 年 6 月 15 日は 33 万 2,000 円、同年 12 月 15 日は 41 万 5,000 円、17 年 6 月 15 日は 45 万 8,000 円、同年 12 月 15 日は 41 万 6,000 円、18 年 6 月 15 日は 31 万 7,000 円、同年 12 月 15 日は 42 万 5,000 円、19 年 6 月 15 日は 35 万 3,000 円及び同年 12 月 17 日は 34 万 8,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社 A は既に解散しており、元代表取締役等に照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間①から⑩までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成15年12月15日は10万1,000円、16年6月15日は35万円、同年12月15日は40万8,000円、17年6月15日は43万1,000円、同年12月15日は42万2,000円及び18年6月15日は30万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月15日
② 平成16年6月15日
③ 平成16年12月15日
④ 平成17年6月15日
⑤ 平成17年12月15日
⑥ 平成18年6月15日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、各申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑥までの申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人が所持する賞与明細書及び申立人の預金口座に係る取引履歴等により、申立人は、平成15年12月15日は10万1,000円、16年6月15日は35万円、同年12月15日は40万8,000円、17年6月15日は43万1,000円、同年12月15日は42万2,000円及び18年6月15日は30万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役にも照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間①から⑥までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成15年6月16日は28万2,000円、同年12月15日は22万9,000円、16年6月15日は28万7,000円、同年12月15日は32万3,000円、17年6月15日は38万5,000円、同年12月15日は36万6,000円、18年6月15日は29万7,000円、同年12月15日は34万円、19年6月15日は29万7,000円及び同年12月17日は26万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月16日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年6月15日
④ 平成16年12月15日
⑤ 平成17年6月15日
⑥ 平成17年12月15日
⑦ 平成18年6月15日
⑧ 平成18年12月15日
⑨ 平成19年6月15日
⑩ 平成19年12月17日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、各申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑩までの申立人に係る標準賞与額の記録について、申立

人の預金口座に係る取引履歴等により、申立人は、平成15年6月16日は28万2,000円、同年12月15日は22万9,000円、16年6月15日は28万7,000円、同年12月15日は32万3,000円、17年6月15日は38万5,000円、同年12月15日は36万6,000円、18年6月15日は29万7,000円、同年12月15日は34万円、19年6月15日は29万7,000円及び同年12月17日は26万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役等に照会しても回答がなく、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間①から⑩までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成15年6月16日は30万7,000円、同年12月15日は37万8,000円、16年6月15日は33万6,000円、同年12月15日は42万1,000円、17年6月15日は39万6,000円、同年12月15日は40万円、18年6月15日は25万3,000円、同年12月15日は35万5,000円、19年6月15日は30万6,000円及び同年12月17日は28万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月16日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年6月15日
④ 平成16年12月15日
⑤ 平成17年6月15日
⑥ 平成17年12月15日
⑦ 平成18年6月15日
⑧ 平成18年12月15日
⑨ 平成19年6月15日
⑩ 平成19年12月17日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、各申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑩までの申立人に係る標準賞与額の記録について、申立

人の預金口座に係る取引履歴等により、申立人は、平成15年6月16日は30万7,000円、同年12月15日は37万8,000円、16年6月15日は33万6,000円、同年12月15日は42万1,000円、17年6月15日は39万6,000円、同年12月15日は40万円、18年6月15日は25万3,000円、同年12月15日は35万5,000円、19年6月15日は30万6,000円及び同年12月17日は28万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役等に照会しても回答がなく、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間①から⑩までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②及び③に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成17年12月15日は52万円及び18年6月15日は34万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月15日
② 平成17年12月15日
③ 平成18年6月15日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、各申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③の申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人に係る預金口座取引履歴等により、申立人は、平成17年12月15日は52万円及び18年6月15日は34万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役等に照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間②及び③に係る標準賞与額に基づく保険料について納

入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人に係る預金口座取引履歴によれば、株式会社Aからの当該期間における振込記録は見当たらない。

また、株式会社Aは既に解散しており、同社の代表取締役、破産管財人及び社会保険委員であった者は、いずれも申立期間における賞与の支払に係る資料を保管していないとしている上、ほかに申立期間①について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

宮城（岩手）厚生年金 事案 2934

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成15年6月16日は49万7,000円、同年12月15日は46万9,000円、16年6月15日は50万8,000円、同年12月15日は60万6,000円、17年6月15日は60万2,000円、同年12月15日は59万2,000円及び18年6月15日は46万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 ① 平成15年6月16日
 ② 平成15年12月15日
 ③ 平成16年6月15日
 ④ 平成16年12月15日
 ⑤ 平成17年6月15日
 ⑥ 平成17年12月15日
 ⑦ 平成18年6月15日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、各申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑦までの申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人が所持する賞与明細書及び預金口座取引履歴等により、申立人は、平成15年6月16日は49万7,000円、同年12月15日は46万9,000円、16年6月15日は50万8,000円、同年12月15日は60万6,000円、17年6月15日は60万2,000円、同年12月15日は59万2,000円及び18年6月15日は46万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によ

りそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役等に照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間①から⑦までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成17年6月15日は16万2,000円、同年12月15日は51万1,000円及び18年6月15日は43万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月15日
② 平成17年12月15日
③ 平成18年6月15日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、各申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までの申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人が所持する賞与明細書及び預金口座取引履歴等により、申立人は、平成17年6月15日は16万2,000円、同年12月15日は51万1,000円及び18年6月15日は43万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役等に照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人

の主張する申立期間①から③までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成15年6月16日は31万9,000円、同年12月15日は29万6,000円、16年6月15日は37万2,000円、同年12月15日は46万5,000円、17年6月15日は48万4,000円、同年12月15日は44万4,000円及び18年6月15日は34万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月16日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年6月15日
④ 平成16年12月15日
⑤ 平成17年6月15日
⑥ 平成17年12月15日
⑦ 平成18年6月15日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、各申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑦までの申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人が所持する賞与明細書及び預金口座取引履歴等により、申立人は、平成15年6月16日は31万9,000円、同年12月15日は29万6,000円、16年6月15日は37万2,000円、同年12月15日は46万5,000円、17年6月15日は48万4,000円、同年12月15日は44万4,000円及び18年6月15日は34万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によ

りそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役等に照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間①から⑦までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

宮城（岩手）厚生年金 事案 2937

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成15年6月16日は34万6,000円、同年12月15日は32万5,000円、16年6月15日は35万4,000円、同年12月15日は47万6,000円、17年6月15日は51万3,000円、同年12月15日は49万円及び18年6月15日は36万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月16日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年6月15日
④ 平成16年12月15日
⑤ 平成17年6月15日
⑥ 平成17年12月15日
⑦ 平成18年6月15日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、各申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑦までの申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人が所持する賞与明細書及び預金口座取引履歴等により、申立人は、平成15年6月16日は34万6,000円、同年12月15日は32万5,000円、16年6月15日は35万4,000円、同年12月15日は47万6,000円、17年6月15日は51万3,000円、同年12月15日は49万円及び18年6月15日は36万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれ

ぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役等に照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間①から⑦までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を12万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 15 日
株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人が所持する賞与明細書及び預金口座取引履歴等により、申立人は、12万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役にも照会しても回答がなく、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成17年6月15日は23万5,000円、同年12月15日は70万5,000円、18年6月15日は66万4,000円及び19年12月17日は43万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月15日
② 平成17年12月15日
③ 平成18年6月15日
④ 平成19年12月17日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、各申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④までの申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人が所持する賞与明細書及び預金口座取引履歴等により、申立人は、平成17年6月15日は23万5,000円、同年12月15日は70万5,000円、18年6月15日は66万4,000円及び19年12月17日は43万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役等に照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、

冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間①から④までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

宮城（岩手）厚生年金 事案 2940

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成15年6月16日は34万3,000円、同年12月15日は20万6,000円、16年6月15日は34万9,000円、同年12月15日は41万9,000円、17年6月15日は43万6,000円、同年12月15日は41万6,000円及び18年6月15日は34万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月16日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年6月15日
④ 平成16年12月15日
⑤ 平成17年6月15日
⑥ 平成17年12月15日
⑦ 平成18年6月15日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、各申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑦までの申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人が所持する賞与明細書及び預金口座取引履歴等により、申立人は、平成15年6月16日は34万3,000円、同年12月15日は20万6,000円、16年6月15日は34万9,000円、同年12月15日は41万9,000円、17年6月15日は43万6,000円、同年12月15日は41万6,000円及び18年6月15日は34万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によ

りそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役等に照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間①から⑦までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成15年6月16日は26万1,000円、同年12月15日は19万6,000円、16年6月15日は30万9,000円、同年12月15日は35万4,000円、17年6月15日は41万円、同年12月15日は41万3,000円及び18年6月15日は38万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月16日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年6月15日
④ 平成16年12月15日
⑤ 平成17年6月15日
⑥ 平成17年12月15日
⑦ 平成18年6月15日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、各申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑦までの申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人が所持する賞与明細書及び預金口座取引履歴等により、申立人は、平成15年6月16日は26万1,000円、同年12月15日は19万6,000円、16年6月15日は30万9,000円、同年12月15日は35万4,000円、17年6月15日は41万円、同年12月15日は41万3,000円及び18年6月15日は38万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれ

ぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役等に照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間①から⑦までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成19年6月15日は6万3,000円及び同年12月17日は24万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年6月15日
② 平成19年12月17日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、各申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人の預金口座取引履歴等により、申立人は、平成19年6月15日は6万3,000円及び同年12月17日は24万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役等に照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間①及び②に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

宮城（岩手）厚生年金 事案 2943

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成15年6月16日は31万4,000円、同年12月15日は29万1,000円、16年6月15日は36万6,000円、同年12月15日は49万2,000円、17年6月15日は52万8,000円、同年12月15日は50万4,000円及び18年6月15日は37万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月16日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年6月15日
④ 平成16年12月15日
⑤ 平成17年6月15日
⑥ 平成17年12月15日
⑦ 平成18年6月15日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、各申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑦までの申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人が所持する賞与明細書及び申立人の預金口座に係る取引履歴等により、申立人は、平成15年6月16日は31万4,000円、同年12月15日は29万1,000円、16年6月15日は36万6,000円、同年12月15日は49万2,000円、17年6月15日は52万8,000円、同年12月15日は50万4,000円及び18年6月15日は37万8,000円の標準賞与額に基づく厚生

年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役にも照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間①から⑦までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成16年6月15日は10万1,000円、同年12月15日は38万2,000円、17年6月15日は42万1,000円、同年12月15日は40万1,000円及び18年6月15日は31万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月15日
② 平成16年12月15日
③ 平成17年6月15日
④ 平成17年12月15日
⑤ 平成18年6月15日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、各申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑤までの申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人が所持する賞与明細書及び申立人の預金口座に係る取引履歴等により、申立人は、平成16年6月15日は10万1,000円、同年12月15日は38万2,000円、17年6月15日は42万1,000円、同年12月15日は40万1,000円及び18年6月15日は31万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役に照会しても回答が無く、

破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間①から⑤までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

宮城（岩手）厚生年金 事案 2945

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成17年6月15日は11万4,000円、同年12月15日は36万2,000円及び18年6月15日は27万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月15日
② 平成17年12月15日
③ 平成18年6月15日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、各申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までの申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人が所持する賞与明細書及び申立人の預金口座に係る取引履歴等により、申立人は、平成17年6月15日は11万4,000円、同年12月15日は36万2,000円及び18年6月15日は27万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役にも照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納

付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間①から③までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成15年6月16日は24万4,000円、同年12月15日は22万4,000円、16年6月15日は31万円、同年12月15日は37万2,000円、17年6月15日は43万4,000円、同年12月15日は41万2,000円及び18年6月15日は31万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月16日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年6月15日
④ 平成16年12月15日
⑤ 平成17年6月15日
⑥ 平成17年12月15日
⑦ 平成18年6月15日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、各申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑦までの申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人が所持する賞与明細書及び預金口座取引履歴等により、申立人は、平成15年6月16日は24万4,000円、同年12月15日は22万4,000円、16年6月15日は31万円、同年12月15日は37万2,000円、17年6月15日は43万4,000円、同年12月15日は41万2,000円及び18年6月15日は31万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそ

れぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役等に照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間①から⑦までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間③から⑧までに係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成17年6月15日は10万7,000円、同年12月15日は38万7,000円、18年6月15日は19万8,000円、同年12月15日は28万6,000円、19年6月15日は32万7,000円及び同年12月17日は33万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月15日
② 平成16年12月15日
③ 平成17年6月15日
④ 平成17年12月15日
⑤ 平成18年6月15日
⑥ 平成18年12月15日
⑦ 平成19年6月15日
⑧ 平成19年12月17日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、各申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③から⑧までの申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人の預金口座に係る取引履歴等により、申立人は、平成17年6月15日は10万7,000円、同年12月15日は38万7,000円、18年6月15日は19万8,000円、同年12月15日は28万6,000円、19年6月15日は32万7,000円及び同年12月17日は33万9,000円の標準賞与額に基づく厚生

年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役等に照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間③から⑧までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人の預金口座に係る取引履歴によると、当該期間に株式会社Aからの振込記録が確認できるものの、平成16年6月の給与支給日に振込記録が確認できない上、その振込額は、前後の月における給与の振込額とおおむね一致していることから、当該振込記録は、給与に係る振込記録であると推認できる。

また、申立期間②について、上記取引履歴によると、当該期間に株式会社Aからの振込記録は見当たらない。

このほか、株式会社Aは既に解散しており、同社の代表取締役、破産管財人及び社会保険委員であった者は、いずれも申立期間における賞与の支払に係る資料を保管していないとしている上、ほかに申立期間①及び②について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける申立期間の標準賞与額に係る記録を42万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月15日
株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人の預金口座に係る取引履歴等により、申立人は、42万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役にも照会しても回答がなく、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける申立期間の標準賞与額に係る記録を14万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 6 月 15 日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人の預金口座に係る取引履歴等により、申立人は、14万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役には照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和49年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月31日から同年11月1日まで

私は、昭和49年3月にA株式会社に入社し、同年11月にB株式会社に異動したが、継続して勤務していた。異動に伴う申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA株式会社の回答から判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（昭和49年11月1日にA株式会社からB株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者台帳の昭和49年10月の定時決定の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A株式会社から提出された健康保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人の資格喪失日が昭和49年10月31日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合

又は保険料を返還した場合を含む。) 、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和49年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月31日から同年11月1日まで

私は、昭和49年3月にA株式会社に入社し、同年11月にB株式会社に異動したが、継続して勤務していた。異動に伴う申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA株式会社の回答から判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（昭和49年11月1日にA株式会社からB株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者台帳の昭和49年10月の定時決定の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A株式会社から提出された健康保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人の資格喪失日が昭和49年10月31日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合

又は保険料を返還した場合を含む。) 、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和49年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月31日から同年11月1日まで

私は、昭和49年3月にA株式会社に入社し、同年11月にB株式会社に異動したが、継続して勤務していた。異動に伴う申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA株式会社の回答から判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（昭和49年11月1日にA株式会社からB株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者台帳の昭和49年10月の定時決定の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A株式会社から提出された健康保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人の資格喪失日が昭和49年10月31日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合

又は保険料を返還した場合を含む。) 、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和49年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月31日から同年11月1日まで

私は、昭和49年3月にA株式会社に入社し、同年11月にB株式会社に異動したが、継続して勤務していた。異動に伴う申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA株式会社の回答から判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（昭和49年11月1日にA株式会社からB株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者台帳の昭和49年10月の定時決定の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A株式会社から提出された健康保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人の資格喪失日が昭和49年10月31日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合

又は保険料を返還した場合を含む。) 、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和49年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月31日から同年11月1日まで

私は、昭和49年3月にA株式会社に入社し、同年11月にB株式会社に異動したが、継続して勤務していた。異動に伴う申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA株式会社の回答から判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（昭和49年11月1日にA株式会社からB株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者台帳の昭和49年10月の定時決定の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A株式会社から提出された健康保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人の資格喪失日が昭和49年10月31日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合

又は保険料を返還した場合を含む。) 、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和49年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月31日から同年11月1日まで

私は、昭和49年3月にA株式会社に入社し、同年11月にB株式会社に異動したが、継続して勤務していた。異動に伴う申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA株式会社の回答から判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（昭和49年11月1日にA株式会社からB株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者台帳の昭和49年10月の定時決定の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A株式会社から提出された健康保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人の資格喪失日が昭和49年10月31日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合

又は保険料を返還した場合を含む。) 、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和49年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月31日から同年11月1日まで

私は、昭和49年3月にA株式会社に入社し、同年11月にB株式会社に異動したが、継続して勤務していた。異動に伴う申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及びA株式会社の回答から判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（昭和49年11月1日にA株式会社からB株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者台帳の昭和49年10月の定時決定の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A株式会社から提出された健康保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人の資格喪失日が昭和49年10月31日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合

又は保険料を返還した場合を含む。) 、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和36年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和35年10月にA株式会社（現在は、C株式会社）に入社し、43年2月に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、及び申立期間当時にA株式会社で勤務していた複数の同僚の証言により、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

また、A株式会社は、商業登記簿により、昭和34年2月にD県E市からF県G市に本社を移転していることが確認できるところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同僚の一人が保管する同社の社員名簿とする資料（昭和35年10月作成）等により、同市に移転した本社が36年6月1日にA株式会社として厚生年金保険の適用事業所となるまでは、同社本社のほか、同社H事業所及び各県の同社営業所等に勤務する者について、適用事業所であった同社B事業所において一括して厚生年金保険を適用していたことがうかがえる。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和36年6月1日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる82人のうち、申立人を含む81人について、オンラ

イン記録により、その前日の同年5月31日に同社B事業所において被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、C株式会社は、「申立人の在籍及び厚生年金保険料の控除について、当時の資料は保管されていないため不明であるが、厚生年金保険の加入状況から申立期間に退職したことは考え難く、申立期間も継続して勤務し、保険料を給与から控除していたものと推認でき、記録の欠落については、当時の手続に誤りがあったものと思われる。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA株式会社B事業所における昭和36年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和36年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

宮城（岩手）厚生年金 事案 2958

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和36年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和31年9月にA株式会社（現在は、C株式会社）に入社し、36年6月に退職するまで同社D出張所に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A株式会社で勤務していた同僚の証言により、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

また、A株式会社は、商業登記簿により、昭和34年2月にE県F市からG県H市に本社を移転していることが確認できるところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同僚の一人が保管する同社の社員名簿とする資料（昭和35年10月作成）等により、同市に移転した本社が36年6月1日にA株式会社として厚生年金保険の適用事業所となるまでは、同社本社のほか、同社I事業所及び各県の同社営業所等に勤務する者について、適用事業所であった同社B事業所において一括して厚生年金保険を適用していたことがうかがえる。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和36年6月1日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる82人のうち、申立人を含む81人について、オンライン記録により、その前日の同年5月31日に同社B事業所において被保

険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、C株式会社は、「申立人の在籍及び厚生年金保険料の控除について、当時の資料は保管されていないため不明であるが、厚生年金保険の加入状況から申立期間に退職したことは考え難く、申立期間も継続して勤務し、保険料を給与から控除していたものと推認でき、記録の欠落については、当時の手続に誤りがあったものと思われる。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA株式会社B事業所における昭和36年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和36年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和49年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月31日から同年11月1日まで

私は、昭和49年3月にA株式会社に入社し、同年11月にB株式会社に異動したが、継続して勤務していた。異動に伴う申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA株式会社の回答から判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（昭和49年11月1日にA株式会社からB株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者台帳の昭和49年10月の定時決定の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A株式会社から提出された健康保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人の資格喪失日が昭和49年10月31日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合

又は保険料を返還した場合を含む。) 、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和49年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月31日から同年11月1日まで

私は、昭和49年3月にA株式会社に入社し、同年11月にB株式会社に異動したが、継続して勤務していた。異動に伴う申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA株式会社の回答から判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（昭和49年11月1日にA株式会社からB株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者台帳の昭和49年10月の定時決定の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A株式会社から提出された健康保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人の資格喪失日が昭和49年10月31日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年

10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を返還した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。